

平成25年 6 月14日第 2 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第 5 日）			
出席議員 (10名)	1 番 原 田 希	2 番 寺 崎 太 彦	3 番 橋 本 重 雄
	4 番 碓 勝 征	5 番 林 眞 敏	6 番 松 田 俊 和
	7 番 岡 光 廣	8 番 吉 富 隆	9 番 中 山 五 雄
	10番 大 川 隆 城		
欠席議員 (0 名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	教 育 長 矢動丸 壽 之	
	会 計 管 理 者 原 慎 義 幸	総 務 課 長 池 田 豪 文	
	企 画 課 長 北 島 徹	税 務 課 長 白 濱 博 己	
	住 民 課 長 江 頭 欣 宏	健康福祉課長 岡 義 行	
	振 興 課 長 兼 農業委員会事務局長	生涯学習課長 吉 田 淳	
	教 育 課 長 小 野 清 人	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘	議会事務局係長 石 橋 英 次	

議事日程 平成25年6月14日 午前9時30分開会（開議）

追加日程第1 上峰町議会議長の不信任決議案

追加日程第2 議長の辞職願

日程第1 意見書案第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担金制度拡充に係る意見書

日程第2 意見書案第2号 年金削減の中止を求める意見書

日程第3 討論・採決

日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時59分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。（「議長、動議を求めます」「賛成」と呼ぶ者あり）

○8番（吉富 隆君）

動議の説明をさせていただきます。若干時間をいただきたいなと思います。

平成25年3月1日に第1回の定例会が閉会をされております。そういった中で、3月12日に全員協議会が開催をされております。その中で、議長の説明責任についてという議題でなされております。

実を申しますと、ことしの2月15日に朝日新聞に掲載されました議長の健康保険の問題でございます。それから、3月28日に全員協議会を開催される中で、僕は口頭で申告書の書類、勤務証明書をお願いしております。しかし、5月10日まで何の音沙汰もございませんでした。余りにも時間がたち過ぎるので、5月10日に全員協議会の開催要請を文書にて議会に提出しております。

そのとき私は、県建設国民健康保険組合加入時における、平成23年及び24年の雇用証明（勤務日数等がわかるもの）、2番目に、平成23年及び24年分の確定申告の写しを文書にて要請しております。その後に、5月23日に全員協議会が招集されまして、資料要求をされたことは記憶がないとかいう言葉が出てまいっております。文書で僕は出してあります。そのときに議論の結果、第2回定例会開会前までに提出すると発言をされております。それが、期限が6月7日ございました。6月7日になってみれば、納税証明書が出てまいりました。これ書類は要らないよと、僕は蹴りました。

議長ともある人が、議会と約束したことの書類は提出できない。だから、この定例会の12日に僕が動議をかけまして、どうなっているのという議論をさせていただきましたところ、

本日の開会前までに書類提出をお願いすると本議会で申し述べてきました。しかし、きょう開会前になってみれば、6月7日と同じものなんですね。それは、議長という要職の方が議会との約束を守らないと。これは大変な問題なんですね、議会としては。こういうことが上峰町議会であっていいのかと。僕は許される行為ではないと判断せざるを得ない。

12日のときも一緒なんです、本来ならば行政の方々、迷惑のかからないように全員協議会で解決しましょうよという話もさせてまいりましたけれども、どうしても議長さんは理解をされずにきょうに至っております。目的は何かと申しますと、朝日新聞に掲載されたのが本当なのか、議長が言っておられるように、一方的な記事だというのが本当なのか。僕は全員協議会でこう申しました。朝日新聞社の掲載が100%間違っていると僕は言いました。議長が言っているのを100%信用しましょうと。じゃ、そのあかしになるものが、雇用先証明、日数のわかるやつを僕は口頭で申し上げてきました。そうしますと、そこで源泉が発生しますので、確定申告は当然憲法で定めてあるように、納税の義務ということは憲法で定めてあるんですよ。だから確定申告の写しを出してくださいよと、そうすると一目瞭然にわかる。もう早く終わっているんですよ、これ出してあれば。

きょうになって、来月の1日まで待ってくれとか、きょうじゅうに出しますとか、あしたまでに出しますとか、そんな文言が通るわけじゃないじゃないですか。きょうは議会最終日なんですよ。議会延長はできますよ。きちっとした形で、きょうけじめをつけなければならない。自分が罪の意識がない。議長として、してはならないこと、やってはいけないことなんですよ。議会の扇のかなめは議長なんですよ。議長が歯車を狂わせて、ほかの議員さんはどがんせんばですか。こんなことがあっていいのかと。

7日からきょうまで延ばしました。ここまでも二歩も三歩も下がって話をしてきた結果がきょうなんですよ、出てこないんですよ。それをまた延ばしてくれ、待ってくれと。そんなことが通るわけじゃないですもん。僕は議長としては失格だと思います。信任することはできないと僕は思っています。これが道理であろうと、議会人である以上は。人それぞれの権限が議員さんにあられるので、人それぞれが判断をされると思います。したがって、ここで不信任案を僕は提出したいというふうに考えておりますので、改めて暫時休憩の動議を申し上げます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ただいま8番議員から暫時休憩の動議が出ましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩いたします。休憩。

午前10時6分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りをいたします。ただいま吉富隆君から議長の不信任決議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、議長不信任決議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。よって、議長不信任決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにいたします。

この件は私の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により議長席を副議長と交代いたします。そして、私は退席をさせていただきます。

〔議長、副議長と交代〕

〔大川隆城君 退場〕

○副議長（中山五雄君）

皆さんこんにちは。

それでは、議長の除斥によって、議長職を私、中山が交代いたします。

執行部は退場をお願いいたします。

〔執行部 退場〕

追加日程第1 議長の不信任決議案

○副議長（中山五雄君）

それでは、追加日程第1. 議長の不信任決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○8番（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。本当に忙しい中に傍聴人の方が、これだけ大勢の方がお見えになっておる中で、本当に長時間にわたってお待たせをしたことにつきましても心からおわびを申し上げさせていただきたいというふうに思います。議会にとって本当に大事な案件でございます。

まず、提案理由の説明をする前に、この発端をちょっと説明させていただきたいというふうに思いますので、議長の許可をいただきたいと思います。議長よろしゅうございますか。

○副議長（中山五雄君）

はい。

○8番（吉富 隆君）続

ただいま議長の許可を得ましたので、この発端について説明をさせていただきたいというふうに思います。

去る平成25年2月15日金曜日、朝日新聞の掲載でございます。大きく見出しが載っております。「保険料、より安い建設国保。町議長、無資格加入か」という見出しでございます。ちょっと読み上げて説明にかえさせていただきますが、佐賀県上峰町議会の大川議長（61歳）が加入資格のない建設国民健康保険組合に加入をしている疑いが強いことがわかった。建設国保の保険料は本来加入すべき町国保より安く、差額を浮かせた形で、建設国保は実態を調査する方針。大川議長は毎日新聞の取材に、組合からの指摘はなく、無資格とは思わなかった、健康保険料を浮かす意図はなかったと釈明。新年度からは町の国保に切りかえる意向を示されております。建設国保に加入できるのは、建設業者や一人親方、常時雇われている労働者など。大川議長は1996年ごろ、常雇用労働者の資格で建設国保に加入。

一方、20年前から飲食業を営み、91年以降は1期4年間を除いて町議を務め、5期目の2011年1月からは議長に就任をした。大川議員は公務がないときに、知り合いの業者から声がかかれば作業員として働いている。現場に行っているので加入資格はあると思っていたと説明。ただ、常時雇用と見なされる目安は、年間100日以上の方だが、議長なので公務が忙しく、よく覚えていない。去年は多くても60日ぐらいと、目安に達していないことを認めた。こうした実態に建設国保は、少なくとも議長に就任した11年以降は無資格に当たると見ているという掲載がなされました。このことによって同僚議員から、早く議会には説明したほうがいいよという温かいお言葉をされております。それにもかかわらず、いつまでたってもこういった問題が出てこなかったということでございます。

それが3月1日閉会になりまして、3月12日全員協議会の開催、文書により議長の説明責任を議会として問うということで議論が始まりました。3月28日に全員協議会、口頭で資料を求む。申告書、勤務証明ということで、口頭で全員協議会の中で申し入れをしておりましたが、1カ月以上たっても何の音沙汰もございませんので、5月10日金曜日、全員協議会の開催要請を文書により提出いたしました。よって、3月28日の全員協議会で要請したことについて説明を求めました。建設国保組合加入時における平成23年及び24年の雇用証明（勤務日数等がわかるもの）、2番目に、平成23年及び24年度の確定申告の写しということで文書で要請をいたしました。

去る5月23日全員協議会、議長から資料の提出はなかった。資料要求されたことは記憶になかったとか、いろいろ議論をした結果、第2回定例会までに提出をすると発言。ここで、6月7日までに期限を設定いたしました。6月の定例会、7日に至っても要請の書類は出てまいりませんでした。それはそれとして、そのまま議事進行に入りましたけれども、何ら動

きがございませんでした。

そのときに、7日に議長からの提出がなかったので、要請は知らなかったというような問題もございましたけれども、そのときにはっきり、この資料ではだめですよ、要請した文書は議長としてやるべきでしょうということで、お願いを僕がいたしました。にもかかわらず、そのままであったということです。6月12日に僕が動議をかけまして、再度要請をいたしました。確定申告の写しですよということも、きちっとはっきり申し上げております。それが出てこなかったんですよ。

だから、そういう要請をいたしたところ、同僚の議員のことでもあるし、いろいろな問題もございますので、6月定例会の最終日、開会前までという期限を第2回目にとらせていただきました。それがきょうのことでございます。6月7日と何ら変わらない文書を提出されました。そういうことであるとするならば、やはり議長の信任は僕はされないという一連の流れでございましたので、御理解をいただきたいというふうに思います。

よって、不信任案の提案をさせていただきたいと思います。

平成25年6月14日

上峰町議会議長 大 川 隆 城 様

提出者 上峰町議会議員 吉 富 隆

上峰町議会議長の不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

決議案第2号

上 峰 町 議 会 議 長 の 不 信 任 決 議

本議会は、議長 大川隆城 君を信任しない。

平成25年6月14日

上 峰 町 議 会

理 由

県建設国民健康保険組合加入時における給与収入が適切に申告しているかどうかを確認できる書類（平成23年及び24年分の確定申告書の写し）及び出勤日が確認できる書類の提出を要求していたが、約束の期限（第1回目：6月7日まで、第2回目：6月14日の開会前まで）に提出されなかった。

というのが理由でございます。

どうぞ議員の皆さんにおかれましては、大変大きな問題でございますので、御審議方をよろしく願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（中山五雄君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

議員の皆さんにお諮りをいたします。お昼過ぎましたけれども、このまま継続して進めたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山五雄君）

質疑なしと認めます。これで決議案第2号の質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

初めに、反対討論から許可をいたします。反対討論ございませんか。反対討論の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山五雄君）

反対討論がないようですから、次に進みます。

賛成討論はございませんか。

○7番（岡 光廣君）

賛成討論をいたします。

賛成の理由といたしまして、内容につきましては提出者から出された内容と同じでありますけれども、議会に対し、議長は全協及び会議の席上、何回となく約束されてきましたが、約束事項を守る行為をされなかったということで、議長不信任決議に対して賛成といたします。

以上でございます。

○副議長（中山五雄君）

そしたら、反対討論を許可いたします。反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山五雄君）

ないですね。

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山五雄君）

ないですね。

反対、賛成討論がないようでございますので、ここで討論を終結いたします。

これから決議案第2号を採決いたします。

本案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中山五雄君）

起立全員です。よって、決議案第2号は可決されました。

しばらくお待ちください。大川隆城君、執行部を入場させます。

〔大川隆城君、執行部 入場〕

○副議長（中山五雄君）

私の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。ここで会議の途中ではございますが、休憩に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、13時30分まで休憩いたします。休憩。

午後0時9分 休憩

午後1時31分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま出席議員が定足数を欠いていますので、会議規則第12条第3項の規定によって暫時休憩をいたします。休憩。

午後1時33分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議長の辞職願を副議長に提出いたしました。私の一身上のことでございますので、副議長と議長を交代させていただきます。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（中山五雄君）

改めましてこんにちは。それでは、大川議長にかわりまして議長の職務を私、中山が交代いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早々でございますが、執行部の皆さんの退場をお願いいたします。

〔執行部 退場〕

○副議長（中山五雄君）

ただいま議長の大川隆城君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中山五雄君）

起立全員です。したがって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第２ 議長の辞職願

○副議長（中山五雄君）

追加日程第２．議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により大川隆城君の退場を求めます。

〔大川隆城君 退場〕

○副議長（中山五雄君）

それでは、事務局に辞職願の朗読をさせます。

○議会事務局長（鶴田良弘君）

〔朗読省略〕

○副議長（中山五雄君）

それでは、お諮りをいたします。大川隆城君の議長の辞職の許可をすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中山五雄君）

賛成全員であります。よって、議長の辞職の件は許可することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。大川隆城君、執行部を入場させます。

〔大川隆城君、執行部 入場〕

○副議長（中山五雄君）

私の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

〔副議長、議長と交代〕

日程第１ 意見書案第１号

○議長（大川隆城君）

日程第1．意見書案第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

それでは、私のほうから意見書の提案を申し上げます。

意見書案第1号

上峰町議会議長 大 川 隆 城 様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年6月14日提出

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され小学校1学年の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校2学年については加配措置に留まっています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。また、暴力行為や不登校・いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えている。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されている。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から、2014年度政府の予算編成において下記の事項が実現するよう、強く要望する。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 平田 健二 様
総務大臣 新藤 義孝 様
財務大臣 麻生 太郎 様
文部科学大臣 下村 博文 様

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第1号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第1号は可決されました。

日程第2 意見書案第2号

○議長（大川隆城君）

日程第2. 意見書案第2号 年金削減の中止を求める意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

意見書案第2号

上峰町議会議長 大 川 隆 城 様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

年金削減の中止を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年6月14日提出

年金削減の中止を求める意見書（案）

国会は昨年、年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させた。

その中でもとりわけ年金2.5%削減の実施は、上峰町における深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧される。

年金は上峰町民に直接給付される収入で、特に大都市を離れた地域ではその削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念される。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施は、限りない年金削減の流れを導くものとなり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念される。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、再検討を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財 務 大 臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第2号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第2号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

日程第3 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第3. 討論・採決。

議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第20号 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 上峰町一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成25年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成24年度（繰越分）農業集落排水事業〔機能強化〕坊所地区污水处理施設建設工事の請負契約の締結についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 上峰町副町長の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第28号を採決したいと思います。これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議ないようですので、議案第28号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第28号は同意することに決定いたしました。

日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（大川隆城君）

日程第4. 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第73条の規定により、所管事務の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第2回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

午後2時37分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上 峰 町 議 会 議 長 大 川 隆 城

上 峰 町 議 会 副 議 長 中 山 五 雄

上 峰 町 議 会 議 員 原 田 希